

世帯主変更手続きをされる方へ

(各種手続きのご案内)



世帯主を変更すると次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の
手続事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地

秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

健康保険・介護保険・医療費関係

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 国民健康保険に加入している方	・変更届を提出し、保険証(カード)の変更交付を受けてください。 ※保険料が変わることがありますので、注意願います。	・国民健康保険証(カード) ・印鑑 【保険料振替口座を 変更する場合】 ・通帳 ・通帳の印鑑	住民課 住民福祉G (国保)	
2 介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上の方全員)	・サービスを受けている方は担当者にご相談ください。		住民課 住民福祉G (介護保険)	
3 後期高齢者医療制度対象の方	・届出は必要ありませんが、世帯員変更により、保険料が変わることがあります。		住民課 住民福祉G (後期高齢者医療)	
4 重度心身障害者医療受給者証・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	・世帯構成が変わると届出が必要な場合がありますので、担当まで問合せ願います。	・印鑑	住民課 住民福祉G (医療)	

その他

5 町水道を使用している方	・所有者変更届を提出してください。 ・料金を口座振替している場合は、口座変更の手続きが必要です。 ※ゆうちょ口座の場合は、ゆうちょ銀行で手続きをしてください。	・印鑑 ・振替口座の通帳 ・通帳の印鑑	建設課 建設G (水道)	
6 合併浄化槽をお使いの方	・管理者変更届が必要な場合があります。	・印鑑	住民課 総合窓口G (衛生)	